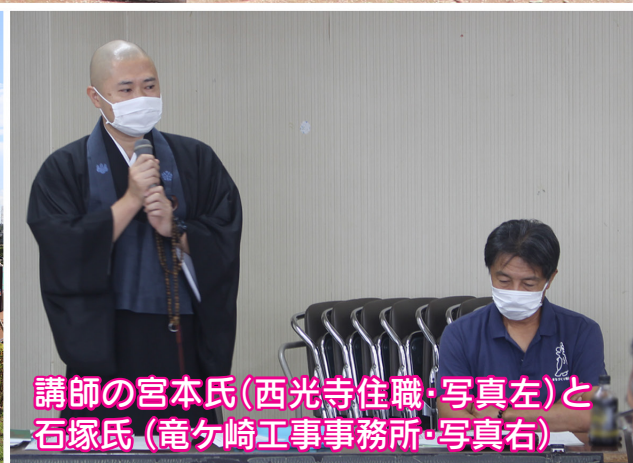
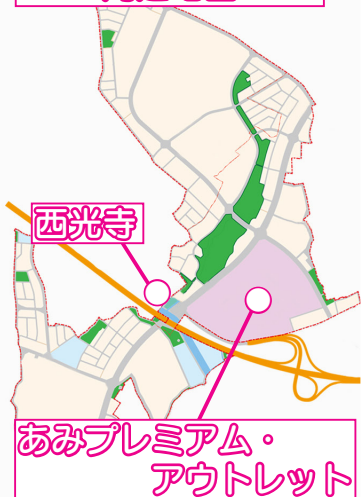




いぶきの丘阿見東
周辺地図



講師の宮本氏(西光寺住職・写真左)と
石塚氏(竜ヶ崎工事事務所・写真右)

主な内容

75歳以上単身高齢者向けプレミアム付商品券配布…	2
行政改革を進めています……………	3
災害時の避難について確認しておきましょう…	6
国民健康保険の被保険者の皆様へ…	9
「さわやかフェア 2020」開催中止…	18

「まちづくり×地域資産講演会」開催

9月6日、中央公民館において、吉原地域のお寺「西光寺(写真上段)」の謎に迫る講演会が開催されました。

受講者の皆さんは、吉原地域が持つ歴史や文化を尊重し整備された「いぶきの丘阿見東」と、「西光寺」の関係性について聴き入っていました。

問い合わせ: 町生涯学習課 ☎ 888-2526

75歳以上単身高齢者向け プレミアム付商品券

を配布しました

高齢福祉課 ☎888-1111 (142)

町では、独自の取り組みとして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた住民生活を支援するため、地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム付商品券を配布することとしました。

つきましては、令和2年8月1日時点で75歳以上の単身高齢者(施設入所者を含む)を対象に、1万3千円分のプレミアム付商品券を、8月7日(金)に簡易書留郵便にて発送しましたのでご利用ください。

なお、プレミアム付商品券の使用方法や使用可能店舗については、恐れ入りますが下記の特設サイトにてご確認ください。

▼町プレミアム商品券特設サイト (<https://pt-ami.net/>)

お受け取りが出来なかった場合の対応について

不在などの理由により、商品券の受け取りができず、郵便局での保管期限が過ぎた場合、高齢福祉課に返戻されます。

返戻された商品券につきましては、商品券の使用期限内(令和3年2月28日まで)に限り高齢福祉課にて保管していますので、受け取りができなかった場合は、下記の方法にてお早目に手続きをお願いします。

■窓口での受け取りの場合

▼受取日時: 月曜日～金曜日(祝日を除く役場開庁日のみ)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁での受け取りは出来ません

▼受取に必要なもの

①配布対象者本人が受け取りに来庁する場合

▼本人確認書類(運転免許証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード等)

※顔写真付き公的身分証明書がない場合は、本人確認書類複数が必要です

②代理人が受け取りに来庁する場合

▼受取りに来庁する代理人の本人確認書類

▼受取りに来庁する代理人の認印

▼配布対象者の本人確認書類(写しでも可)

■郵便での受け取りの場合

来庁が困難な場合、**1回に限り**、同一住所に簡易書留で再送します。

お電話のみでの送付先の指定はできません。送付先の変更が必要な場合は、送付先変更の届け出が必要となりますので、お手続き終了後に改めて郵送します。なお、送付先変更の届け出がされた場合、以降の高齢福祉課より送付する書類はすべて届け出住所に送付されます。

送付先変更の届け出が必要な場合は、高齢福祉課までご連絡ください。

行政改革を進めています

問い合わせ 財政課行政改革推進係 ☎888-1111 (222)
メール: zaiseika-ofc@town.ami.lg.jp



「行政改革大綱実施計画」の取り組みを進めています

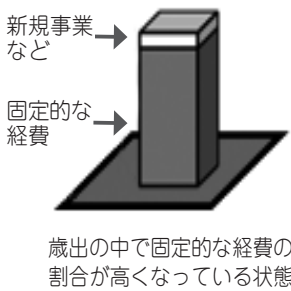
町では、平成30年度に策定した行政改革大綱に基づき、令和元年度から5年度までの5ヶ年計画で行政改革に取り組んでいます。

このほど、令和元年度の取り組みをまとめましたので、主な内容を一部抜粋してお知らせします。

① 財政硬直化の改善

将来にわたって時代に対応させた町民ニーズに対応できるよう、財政硬直化を改善するため、事業の選択と集中を図り、固定的な経費を削減するとともに、税や料金などの財源確保に努めます。また、地方公営企業および特別会計の自立した経営を推進し、一般会計における繰出金の抑制を図ります。

財政硬直化とは



● 事務事業の見直し

▼ 外部評価による事務事業の見直し: 行政改革推進委員会において8事業の外部評価を行いました

▼ 入札・契約方法の見直し: 一般競争入札および指名競争入札の一部について電子入札を実施し、制度改正も行いました

● 財源の確保

▼ 町税収納率向上: 差押などの取り組みにより前年度の96.9%を上回り、97.0%となりました

▼ ふるさと納税の推進: 令和元年度末の返礼品数71品、寄附件数504件、寄附金額749万3千円となり、阿見町人材育成基金条例も制定しました

● 特別会計の自立した経営の推進

▼ 特定保健指導実施率の向上: 阿見町国民健康保険データヘルス計画および特定健康診査等実施計画に基づき、特定保健指導を実施しました

② 将来を見据えた資産の管理と組織の効率化

将来の町民に負担を残さぬよう、公共施設やインフラ、基金、町債などの資産を長期的な視点で管理します。また、将来を見据え組織の効率化に努めるとともに、人材育成を進め職員一人ひとりの能力向上を図ります。

● 資産の計画的な管理

▼ 公共施設の長寿命化: 予科練平和記念館など8施設の個別施設計画を策定しました

▼ 公立保育所の民間活力導入の検討: 第2期阿見町子ども子育て支援事業計画を策定するにあたり、調査検討を行いました

● 組織の効率化と人材育成

▼ 職員の適正な定員管理: 再任用職員のフルタイム化に対応して職員配置を行い、定年延長の実施に備え、制度の調査検討を行いました

▼ 組織機構および事務分掌の見直し: 広報・プロモーションの推進体制の強化をはじめ、事業の実施体制を整えるために組織機構・事務分掌の見直しを行いました

③ 町民参画と協働のまちづくりの推進

町民と行政が協力してまちづくりを進めるため、町民参画の仕組みづくりに取り組むとともに、ボランティア団体やNPO、地域の団体がそれぞれの役割を積極的に果たすことができるよう、支援を行います。

● 町民参画と協働のまちづくりの推進

▼ ボランティア団体やNPOの育成・支援: 市民公益支援制度により、提案された取り組みから選定された1事業を支援しました。市民活動コーディネーターを配置し、市民活動研修会の開催やセンター広報紙の見直し等センターの機能強化を図りました

▼ 協働事業提案制度の実施: 市民公益活動支援制度の補助額・補助率等の内容を改正しました

▼ 災害時応援協定の拡充: 5つの民間企業・団体と災害時における支援協力に関する協定および物資の調達供給に関する協定を締結しました

固定資産

固定資産税(土地・家屋・償却資産) に係る調査を行っています

税務課固定資産税係 ☎888-1111 (153 ~ 155・703)

税務課では、空中写真等の情報を活用し固定資産税(土地・家屋・償却資産)に係る調査を随時行っています。この調査は、公正かつ適正な課税を目指すために行うものです。調査には、名札および固定資産評価補助員を証する身分証明書を携行した税務課職員が伺いますので、ご協力をよろしくお願いします。

なお、所有者から連絡をいただくことで、より迅速に調査に伺うことが可能になりますので、土地の用途変更や、家屋の新築・増築・用途変更・取壊し等を行ったときは、税務課へご連絡をお願いします。

土地・家屋に係る調査について

固定資産課税台帳(以下、台帳といいます)の登録内容と現況を照合し、土地については、台帳に登録された課税地目からの現況用途の変更状況について調査を行います。家屋については、台帳に登録されていない新築・増築・用途変更や取壊し等の調査を行います。調査により把握した情報をもとに台帳を更新します。

■調査の流れ

- 1 台帳情報と現況に不一致の可能性があった場合、税務課職員が現地を訪問します
- 2 路上から外観目視により調査します。この時点で調査が終了すれば③④の手順は省略します
- 3 敷地内での調査が必要な場合はお声掛けします。不在等の場合には、後日調査に伺う旨を通知します
- 4 実測等の調査を行います。原則、お立会いは不要です。ただし、所有者や建築年等についてお話しをお聞きすることや、内部調査が必要な場合はお立会いをお願いすることがあります
- 5 調査の結果、必要に応じて台帳の内容を更新します(これにより、固定資産税額に変更がある場合があります)

固定資産税上の『家屋』とは？

屋根があり、外壁・シャッター等で3方向以上が囲われており、基礎などで物理的に土地に固着していれば、課税対象の『家屋』にあたります。

なお、店舗・事務所・車庫・物置など、どのような建物でも『家屋』としての要件を満たしていれば課税されます。また、床面積は判断の要件ではありませんので、床面積が小さくても課税対象になります(10㎡以下で建築確認が不要とされる増築などでも課税されます)。

償却資産(事業用資産)に係る調査について

償却資産は土地・家屋と異なり、所有者から所有する償却資産についての申告を受け、その申告内容をもとに課税することとされており、償却資産の所有者は毎年1月1日現在における状況について申告する義務を負います。今年新たに町内で事業を始められた個人・法人や、すでに事業を始めていて償却資産を所有しているものの未申告である個人・法人に対しては、申告期限前に償却資産申告の用紙を郵送しますので、お電話などによりご連絡ください。

償却資産を所有していると思われる個人・法人が申告していない場合、または申告しているが申告内容に不明点等がある場合には、国税申告資料や固定資産台帳等の内容を確認する実地調査を行うことがあります。調査に際しては事前にご連絡しますので、ご協力をよろしくお願いします。

『償却資産』とは？

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産を基本的に指します。「事業」とは、一定の目的のために、一定の行為を継続的・反復的に行うことをいい、必ずしも営利または収益を得ることを直接の目的とすることを要しません。

そのため、「個人が住宅の屋根に設置した太陽光発電設備」や「アパート等の貸付を行っている場合の駐車場アスファルト舗装や植栽等外構工事」、「会社等が社員の利用に供する福利厚生施設」も事業の用に供することができる資産に含まれる場合があります。

安全・安心な生活のために

防犯対策を!!

生活環境課 ☎888-1111 (253・254)

安全・安心な生活のために、防犯意識・防犯対策を欠かすことはできません。常日ごろから防犯意識をもって、その予防・対策に取り組み、皆さんで犯罪のないまちづくりを実現しましょう。

防犯ボランティア団体募集中!

町には、行政区やPTA等により組織された防犯ボランティア団体があり、その活動は『子ども・地域の見守り』『地域の犯罪抑止』『地域の防犯意識の向上』等到大変大きく貢献しています。

泥棒が犯行をあきらめる理由に『近所の人に見られたり、声をかけられた』などが挙げられています。犯罪者は、地域の人たちから声をかけられることを非常に嫌います。「おはよう」や「こんばんは」といったあいさつだけでも十分です。ぜひ、皆さんの活動によって安全・安心な地域社会を築いていきましょう。

防犯ボランティア団体の立ち上げ方

行政区・PTA・会社等で、防犯ボランティア団体を結成する場合には、『団体のリーダー』『パトロール方法』『団体の規約』等を生活環境課へご相談のうえ申請をしてください。

地域防犯活動支援事業

町へ防犯ボランティア団体の登録をしていただければ、『阿見町地域防犯活動支援事業要綱』に基づき、下表の物的支援を受けることができます。

活動用品	1 組織に支援する数量
反射腕章・防犯ベスト	20 枚まで
反射タスキ・のぼり旗用ポール	20 本まで
車両用マグネットステッカー	10 枚まで
のぼり旗	40 旗まで
手旗	10 旗まで
防犯キャップ	20 個まで
合図灯	10 灯まで



防犯パトロールの方法

- ▼『気楽に!』 気負わずに日常生活の一部として気楽にやりましょう
- ▼『気長に!』 短期間でパトロール効果は表れません。気長に続ければ、防犯の輪が広がり犯罪の起こりにくい環境が醸成されていきます
- ▼『危険なく!』 事故や怪我をしてはパトロールを継続することが難しくなってしまいます。危険なことをする必要はありません

青色防犯パトロール

町へボランティア団体の登録をし、青色防犯パトロール実施者証を取得した団体には、町の青色防犯パトロール専用車両の貸し出しを行っています。平日を基本に貸し出しを行っていますので積極的にご利用ください(休日の貸し出しも可能となっています)。詳細は町生活環境課までお問い合わせください。

全国地域安全運動期間

10月11日(日)～20日(火)の10日間



災害時の避難について 確認しておきましょう



防災危機管理課 ☎888-1111(277)

大雨による水害や土砂災害への『備え』を万全に

令和元年度は9月、10月に大きな台風が国内を通過し、全国各地で大きな被害をもたらしました。集中豪雨や台風による水害・土砂災害への備えが大切です。

災害による被害を最小限にするため、日ごろから防災意識を持ち、災害に対する準備、家庭や地域での連携と助け合いにより、安全を守りましょう。

災害時に自分がどう行動すべきか確認しましょう

自分が住んでいる場所は土砂災害や洪水の危険があるのか、災害が起こったら避難する場所はどこか、避難時に何を持っていけば良いのかを町民の皆さまに確認していただけるように、「**阿見町避難時チェックリスト**」を作成しました。町内での洪水や土砂災害の危険性を示した地図（ハザードマップ）を併せてご覧になり、家族の人と一緒に確認してください。

ハザードマップは今月号の広報あみと同時に世帯配布しました。また、町ホームページや、町役場2階の防災危機管理課でもご確認いただけます。

警戒レベルを確認しましょう

河川や雨の情報のほか、過去の災害実績などを総合的に判断し、避難情報を警戒レベルとして発令します。

警戒レベル 3…危険な場所から **<高齢者などは避難>**

警戒レベル 4…危険な場所から **<全員避難>** です

警戒レベル 5…**<災害発生情報>** が出てもまだ避難できていない場合は、すぐに安全な場所に避難するなど、命を守る行動をとってください

防災情報を 収集しましょう！

台風等に関する気象情報は、災害による被害を少しでも減らすための重要な情報です。防災情報は、下記の情報源などから積極的に収集し、早期の避難などに役立てるようにしましょう。

●あみメール ※二次元コードは右記

災害時に避難情報や避難所開設状況等を配信します

●テレビ・ラジオ・インターネット

大雨等の特別警報や土砂災害警戒情報の気象情報、避難勧告等の発令や避難所に関する情報などをお知らせします

●緊急速報メール・エリアメール

緊急地震速報や特別警報のほか、災害・避難情報などが対象エリアにいる人の携帯電話に配信されます

●Yahoo! 防災速報（スマートフォンアプリ） ※二次元コードは右記

緊急地震速報や豪雨予報をはじめ、さまざまな災害情報をプッシュ通知でお知らせします

●水戸地方気象台ホームページ ※二次元コードは右記

天気情報、防災情報、気象・地震情報を確認できます



阿見町避難時チェックリスト

災害時の避難に備えて、自分がどのように行動すべきか確認しておきましょう。

Q1. 洪水ハザードマップと土砂災害ハザードマップを見て、自分の家を確認しましょう。
 どちらかのマップで、家がある場所に色が塗られていましたか？

塗られていない

塗られている

色が塗られていなくても、周り比べて
低い土地やがけのそばに家がありますか？

災害の危険があるので、自宅の外に避難が必要です。
避難する場所はどこか、事前に確認しておきましょう。

ある

ない

ご自身とご自宅が安全なら、在宅避難することも
可能です。自宅の2階など、高くて安全な場所で
身の安全を確保しましょう。

Q 2. に進み避難場所を確認しましょう

Q2. 災害が起こったら避難する場所はどこか、事前に確認して記入しましょう。

私の住んでいる行政区は_____

最寄りの避難できる場所は_____

家族との集合場所は_____

※ご自宅やその周辺が危険であれば、親戚や友人の家に避難できるか相談しておきましょう

親戚、友人の名前は_____

▼親戚や友人の家に避難できない場合は、避難所へ避難しましょう。

▼行政からの指示がなくても、自分で危険と判断したら避難しましょう。

※自力避難が難しい人は、行政区の区長さんや民生委員さんと連絡が取れるようにしておきましょう

区長さん、民生委員さんの名前は_____

連絡先は_____

Q3. 災害時の避難に備えて、最低限必要なものを準備しておきましょう。

準備ができたならチェック ☒ しましょう。食料・日用品は最低でも3日分は備蓄しましょう。

- | | | | | |
|--------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| ☐ 食料品 | ☐ ウェット | ☐ マスク | ☐ 生理用品 | ☐ その他 |
| ☐ 飲料水 | ティッシュ | ☐ 体温計 | ☐ 赤ちゃん用品 | 必要なもの |
| ☐ ビニール袋 | ☐ メガネ・ | ☐ アルコール消毒液 | おむつ・粉ミルク | |
| ☐ 衣類 | コンタクトレンズ | ☐ 予備電池 | 等 | |
| ☐ 下着 | ☐ 健康保険証 | 乾電池・モバイル | ☐ 毛布 | |
| ☐ 靴下 | ☐ 現金(小銭も) | バッテリー等 | ☐ 雨具 | |
| ☐ タオル | ☐ 応急薬品 | ☐ 筆記用具 | ☐ ラジオ | |
| ☐ ティッシュ | (常備薬) | ☐ 軍手 | ☐ スリッパ | |

Q4. 災害時に取るべき行動を確認しましょう。

私は、警戒レベル_____で_____に避難します。

※高齢者やハザードマップ内にお住まいの人は、警戒レベル3(避難準備・高齢者避難開始)でQ2で
書いた「最寄りの避難できる場所(避難所・親戚宅等)」へ避難を開始してください。それ以外の人は、
警戒レベル4(避難勧告)で避難を開始してください

ご利用ください！ 介護保険

介護保険のサービス を利用するには？

高齢福祉課介護支援係 ☎888-1111 (141・144)

介護 保険

日常生活に不自由を感じるようになり、介護保険のサービスを利用したいとき、どのようにすれば良いのでしょうか？
今回は在宅で介護サービスを利用する手順をご紹介します。

利用までの手順

①	申請
認定調査	主治医の意見書
審査会の判定	
②	要介護認定
認定結果通知	
③	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所への依頼
介護サービス計画作成	
④	サービスの開始

① 申請

在宅で介護サービスを受けるためには要介護認定の申請が必要です。高齢福祉課の窓口で申請を行ってください。本人や家族が申請に行けない場合、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などに申請を代行してもらうことができます。65歳以上の人は、介護や日常生活の支援が必要になったとき、どなたでも申請することができますが、40～64歳の人は「特定疾病（16種類）」により介護や支援が必要となった人が対象です。

● 申請に必要なもの

▼ 介護保険要介護・要支援認定申請書：高齢福祉課の窓口にあります

▼ 介護保険被保険者証：65歳以上の人

▼ 健康保険被保険者証：40～64歳の人

▼ 身分証明書：窓口に来られる人と本人の身分が証明できるもの

※ 申請書には本人の氏名や生年月日などのほかに、意見書を依頼する主治医（かかりつけ医）の氏名、医療機関名を記入していただくようになります。事前にご確認のうえ、申請をお願いします

② 要介護認定

● 認定調査：町の調査員が自宅を訪問し、心身や生活状況について、74項目の調査を行います。調査には本人のほか家族にも立ち会いをお願いしています

※ 調査の主な内容は、▼ ペット・布団から起き上がれますか？ ▼ 1人で買物に行けますか？ など

● 主治医の意見書：申請書にご記入いただいた主治医（かかりつけ医）に町が依頼し、心身の状態や生活機能について意見書を書いてもらいます

● 審査判定：認定調査の内容と主治医意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による「介護認定審査会」において介護の手間のかかり具合や、状態の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）、または非該当のいずれかに判定します

③ 認定結果通知

認定結果を郵送でお知らせします。原則として、申請日から30日以内に届きます。

④ 地域包括支援センター！居宅介護支援事業所への依頼

介護保険のサービスを在宅で受けるためには、事前に介護サービス計画を作成する必要があります。要支援1・2の人は地域包括支援センターに、要介護1～5の人は居宅介護支援事業所に連絡し、サービス計画（ケアプラン）の

作成を依頼してください。

※ 居宅介護支援事業所などの各サービス事業所の一覧は、高齢福祉課の窓口にて配布しています

⑤ サービス計画（ケアプラン）作成

『どのような目的でどんなサービスをどのように利用するか』という計画です。この計画に基づいてサービスを利用することが出来ます。ケアプランは介護の知識を幅広くもった専門家であるケアマネジャーが本人や家族との面接・課題分析・サービス担当者会議——等を行いながら作成します。作成したケアプランは本人の同意を得て決定されます。計画の相談や作成についての利用者の費用負担はありません。

⑥ サービスの開始

居宅介護サービス・介護予防サービスは、⑤で作成したケアプランに沿って行われます。サービス費用の1割～3割が利用者負担となります。

※ 要介護・要支援認定者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす人は、国民健康保険税が減免となります

【保険税の減免の対象となる人】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
または重篤な傷病を負った世帯の人



保険税を全額免除

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の
収入減少が見込まれる世帯の人



保険税の一部を免除

●保険税が一部減額される具体的な要件 世帯の主たる生計維持者について

1. 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入について、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 2. 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
 3. 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- 上記1～3のすべてに該当した場合でも、主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の取得額が0円またはマイナスの場合は減免の対象となりません。

※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります

※**保険税の減免額**は、減免対象保険税額(A × B/C)に減免割合(D)をかけた金額です

●減免対象の保険税額 (A × B/C)

- A: 世帯の被保険者全員について算定した
保険税額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込
まれる収入にかかる前年の所得額
C: 主たる生計維持者および世帯の被保険
者全員の前年の合計所得金額

●合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合 : 10分の10
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象の保険税額(A × B/C)の全部を免除

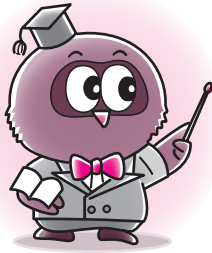
※ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、国保年金課
にお問い合わせください。また町ホームページにも関連情報を掲載しています

▼問合せ: 国保年金課 国保係 ☎ 888-1111 (131・132・133)

▼町ホームページ:

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

<https://www.town.ami.lg.jp/0000007703.html>



もしも、病気やけがで障害が残ったら…

障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病等で障害認定日に政令で定められている障害（国民年金の障害等級の1・2級）の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

- 年金が受けられる要件**
- ① 初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）において国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していること
 - ② 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上の保険料を納めた期間（保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）があること。または、初診日が属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納期間がないこと
 - ③ 障害認定日に、政令で定められている障害等級表の1級または2級の状態になっていること。または、障害認定日（※）に該当しなかった人が、65歳になる日の前日までに該当するようになり、請求したとき

●20歳前に障害となった場合の所得制限

扶養人数	0人	1人	1人増すごとに
本人所得一部停止	3,604,000円	3,984,000円	380,000円
本人所得全部停止	4,621,000円	5,001,000円	

※平成29年8月から

※上記の金額を超えた場合に、一部停止または全部停止

※老人扶養・特定扶養親族等がいるときは、別の基準となります

※障害認定日：原則として病気やけがにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日。または、1年6か月以内に症状が固定した日

●20歳前に初診日がある場合

20歳に達したとき、③の要件を満たしていれば、障害基礎年金は受けられますが、本人の所得制限があります（左

日本年金機構から

■国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

失業などの理由により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある人は役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

■問い合わせ

▼国保年金課 ☎888-1111 (136・137)

▼土浦年金事務所お客様相談室 ☎825-1170

表『20歳前に障害となった場合の所得制限』参照。

■年金額（4月1日改定）

▼一級障害：97万7125円

▼二級障害：78万1700円

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に到達する年度末までの子、1・2級の障害のある20歳未満の子）があるときには、年金の額が加算されます。

●年金の加算額

加算対象の子が1人目まで（1人につき）

22万4900円

3人目以降（1人につき）

7万5000円

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

気持ちの良いさわやかな風が吹き渡り、木々の葉の色が変わり始め、秋の深まりを感じる季節になりました。

朝夕は冷え込みますので、体調に気を付けて過ごしたいですね。

今月は「ごっこあそび」をご紹介します。

当コーナーは、町保育所・町児童館からお届けします。

R02
子育て



0・1歳の頃

赤ちゃんは立っちができるようになると、おうちの人の動きやしぐさを真似するようになります。「ばいばい」と手を振ったり、「いないいないばあ」のしぐさをしたり、かわいい姿が見られますね。

例えば、積み木やブロックなどを耳の方へ持っていったり、おもちゃのカップを口に近づけたりするのは、携帯電話やお茶を飲む真似をしているつもりなのでしょう。そのような時には、同じようなしぐさをしながら「もしもし、〇〇ちゃんですか?」と話しかけたり、「かんぱーい! ごくごくごく♪」とおいしそうに飲む真似をしたりして、しぐさに合わせた言葉をかけてあげましょう。大人も一緒に楽しむことで、想像の世界を広げてあげたいですね。



2・3歳の頃

動きが活発になり、言葉を覚え始めた2～3歳の頃には、見たり聞いたりしたことを真似して自分以外の何かになったつもりで遊ぶ様子が見られるようになります。

おうちの人の真似をして人形の世話をしようとする姿は微笑ましいですね。「あら、赤ちゃん、ねんねしちゃったの?」「ミルクをあげているのね」となりきっている様子に合わせながら言葉をかけてあげましょう。お布団用のタオルやエプロン、小さいバッグなどを用意してあげてもいいですね。

また、細く丸めた新聞紙や紙皿でハンドルを作って乗り物ごっこを楽しむことができます。大人の膝の上や大きい空き箱を乗り物に見立てて、揺らしたり傾けたりするとお子さんも喜ぶことでしょう。



4・5歳の頃

4～5歳になると、日常で印象に残ったことを再現したい気持ちが増えられます。憧れの役になってストーリーを設定したり、イメージしたものを作ったりして遊ぶことができますようになります。例えば、風呂敷のような大きな布やリボンを使って「ドレスだよ!」とおしゃれをしたり、粘土や折り紙で「ピザができた!」と食べ物を作ったりすることができます。

買い物に出かけた経験を遊びに取り入れ、お店屋さんごっこをしてみてもいいですね。作ったものを商品にしたり、紙を切り抜いてお金などを用意したりするとイメージも膨らみます。「いらっしゃいませ〜」「おすすめはどれかしら?」と会話を楽しみながら一緒に遊びましょう。



各保育所・保育園についての問い合わせ: 子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

妊娠・出産・子育て期のみなさんへ

健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

■妊婦のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症の国内発生に伴い、妊娠や出産に関連したご不安を抱えて過ごされている人もいらっしゃるかと思います。安全に赤ちゃんを迎えられるよう、また、大切な家族、他の妊婦さん、地域のみなさんが感染症から身を守るように、お互い思いやりの気持ちを持って新しい生活様式を実践しながら過ごしましょう。

■日常の感染予防について

一般的に、妊婦さんが肺炎にかかった場合には、重症化する可能性があります。人混みを避ける、こまめに手を洗うなど日頃の健康管理を徹底することが大切です。①密閉空間、②密集場所、③密接場面、という3つの「密」が同時に重なるような場所は避けましょう。

■かかりつけの産婦人科医とよく相談しましょう

感染予防のために、里帰りでの出産やご家族の人の立ち合いなどの対応ができない場合があります。かかりつけの産婦人科医とよく相談しながら妊娠期間を過ごしましょう。

子育て世代包括支援センターのご紹介

町では健やかな妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせる環境をつくるため、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートしています。個別面談などを通じて、一人ひとりにあったサービスを提供します。

業務名	内容
母子健康手帳の交付	さわやかセンターで保健師が妊婦さん全員から個室でお話を伺います。教室などのご紹介、妊娠期の生活などの相談を行っています
マイ保健師の配置	行政区ごとに担当する保健師を配置し、お母さん一人ひとりと丁寧に関わり、切れ目のない支援を行っています。
セルフケアプランシートの交付	母子健康手帳交付時に、妊娠期に応じての体の変化や、どの時期になにをした方が良いのかなどについて一緒に確認していきます
電話・家庭訪問	妊娠後期（28週から）に電話やご自宅への訪問により、出産に向けての準備や体調の確認・相談等を行います
産後ケア事業	出産後、心身の不調がある人や、家族から家事や育児の援助が受けられず、育児支援を必要とする人に対して、宿泊または通所にて産婦の心身のケアや育児サポートなどを行い、安心して子育てができるように支援します。 ※ご利用には条件があります。また、保健師との面談後、申請書の提出が必要となります
相談窓口	妊娠から育児までのお悩み・心配ごとなどをいつでも相談できます。

どんなことでもお気軽
にご相談ください！

ご相談・問い合わせ

子育て世代包括支援センター（健康づくり課内） ☎ 029-888-2940

（土・日・祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分）

阿見町阿見 4671-1 総合保健福祉会館「さわやかセンター」内



あなたとあなたの大切な人のために

がん検診を受けましょう



健康づくり課健康推進係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

がんについて

■日本人の2人に1人は生涯のうち1度はがんにかかるといわれています

■がんは進行すればするほど治りにくくなる病気です

- ▼早期にはほとんど自覚症状がないため、定期的に検診を受けて早期発見を心がけましょう
- ▼多くのがんは早期に発見・治療すればそのほとんどが治癒できるといわれています

■生活習慣に気をつけることで、将来がんになるリスクが半減するといわれています

誰もがすぐに取り組めるがん・生活習慣病予防の5つの項目（健康あみ5つのあいことば）の動画「みんなで取り組む健康づくり」をぜひご覧ください。みんなで声をかけ合いながら健康的な生活習慣を身に付けましょう

※「みんなで取り組む健康づくり」動画（<http://www.town.ami.lg.jp/0000005822.html>）

動画のDVDの貸し出しを希望される人は、健康づくり課までお問い合わせください



がん検診について

■がん検診の目的は早期のうちに「がん」を発見することです

がん検診の対象は健康な人です。検診では「がんがありそう（要精密検査）」「がんがなさそう（異常なし）」ということを判定します。検診結果が「要精密検査」となった場合は、必ず精密検査を受けてください。

※検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのにそのがんが見つけれない場合もあります

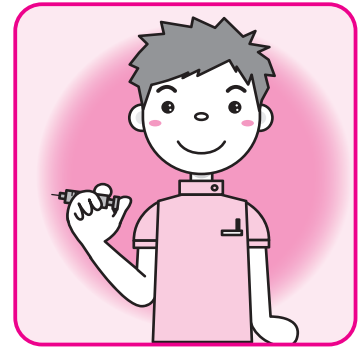
■国が死亡率を減少させる効果を認めて推奨しているのは次の5つのがんの検診です

検診名	対象・受診間隔	内容
大腸がん検診	40歳以上の男女 (年1回)	女性のがん死亡原因第1位。男性でも肺がん・胃がんに次いで死亡者数が多いです。 ▼検査内容：便潜血検査（検便）
肺がん検診		死亡数が男女合わせて一番多いがんです。たばこだけが原因ではありません。たばこを吸わなくても検診を受けましょう。 ▼検査内容：胸のレントゲン撮影
胃がん検診		胃がんにかかる人は50代以降に多いです ▼検査内容：バリウムを飲んで胃のレントゲン撮影
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	40～50代女性のがん死亡原因第1位。女性の9人に1人が乳がんにかかるといわれています。 ▼検査内容：乳房のレントゲン撮影（マンモグラフィ検査） ※町では40歳以上の偶数年齢の人を対象にしています。また30代の方は超音波検査が受けられます
子宮けいがん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	20代後半から増えるがんです。早期発見・早期治療すれば、妊娠・出産にも大きな影響はありません。 ▼検査内容：子宮けい部の細胞診 ※国では2年に1回の受診を推奨していますが、町では1年に1回検診が受けられます

※受診方法については、健康づくり課までお問い合わせください。町ホームページ（http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/20-5-0-0-0_4.html）にもがん検診に関する情報を掲載しています



インフルエンザ予防接種費用 を助成します



健康づくり課保健予防第一係(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

町では、町内在住の生後6か月～中学3年生までの人、65歳以上の人、また60歳以上65歳未満の特定の人が、インフルエンザ予防接種を受けた場合の接種費用を助成します。新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、今年度は無料で接種が受けられます。

インフルエンザの症状は、高熱・頭痛・関節痛・筋肉痛などが突然現れ、かぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。また、新型コロナウイルス感染症も発熱や頭痛などかぜのような症状を呈するため、症状だけでは区別が付きません。インフルエンザは予防接種により発病や重症化を防ぐことがありとされているため、流行前に予防接種を受けておくとともに、うがい・手洗い・マスクの使用などの予防法と併せて積極的な予防を心がけましょう。

小児インフルエンザ予防接種(無料)

- ▼助成対象: 令和2年10月1日時点で生後6か月～中学3年生までの人
- ▼接種期間: 10月1日(木)～12月31日(木)
- ▼助成回数: ①生後6か月～13歳未満は2回
②13歳以上は1回
- ▼接種方法: インフルエンザ予防接種予診票(9月下旬発送)、母子健康手帳を協力医療機関に持参し、接種を受けます

高齢者インフルエンザ予防接種(無料)

- ▼助成対象: ①令和2年9月30日時点で65歳以上の人
②令和2年10月1日から12月31日の間に65歳を迎える人
③60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患で身体障害者手帳1級を有する人
- ▼接種期間: 10月1日(木)～12月31日(木)
 - ▼10月1日(木)～11月30日(月)の間に65歳を迎える人は誕生日～12月31日(木)
 - ▼12月1日(火)～12月31日(木)の間に65歳を迎える人は誕生日～令和3年1月31日(日)
- ▼助成回数: 1回
- ▼接種方法: インフルエンザ予防接種予診票を協力医療機関に持参し、接種を受けます
 - ▼①に該当する人には、9月下旬に予診票を郵送します
 - ▼②に該当する人には、65歳を迎える月の前月末に予診票を郵送します。ただし、65歳を迎えてからでないと接種することができませんので、ご注意ください
 - ▼③に該当する人には、9月下旬に予診票を郵送します(なお、10～12月に60歳を迎える人は、60歳を迎える月の前月末に予診票をお送りします。ただし、60歳を迎えてからでないと接種することができませんので、ご注意ください)

10月からロタウイルスの予防接種が定期接種になります

令和2年10月に予防接種法が改正され、ロタウイルスワクチンが定期予防接種になります。

ロタウイルスによる胃腸炎の症状は、急激な嘔吐と水様性の下痢で、発熱を伴うこともあります。5歳未満のおさんは重症化（脱水・けいれん・腎不全・脳症など）しやすく、入院治療が必要になることがありますので、予防接種を受けて予防しましょう。

●定期接種の対象者

令和2年8月1日生まれ以降の人

※8月生まれの人でも9月以前に接種した場合は任意接種となり、接種費用がかかります。

●ワクチンの種類

ロタリックスとロタテックの2種類のワクチンがあり、ワクチンによって接種回数や接種月齢が異なりますが、効果は同じです。

●接種月齢と接種間隔

▼ロタリックス：生後6週～24週の間2回 ▼ロタテック：生後6週～32週の間3回

●予診票について

8月生まれの人には9月末に定期予防接種の予診票をお送りします。9月生まれ以降の人は、出生届出時に配布される「阿見町予防接種手帳」の中に定期接種の予診票が入っています。

高齢者肺炎球菌予防接種（任意接種）

接種日当日に町に住民登録があり、以下のすべての条件に該当する人に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を実施します。

▼対象者：

- ① 65歳以上の人
- ② 高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種対象でない人【定期接種対象（今年度65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳を迎える人）の生年月日だが、過去に接種している人を含む】
- ③ 過去5年以内に高齢者肺炎球菌の予防接種を受けたことがなく、市町村からの助成を1度も受けたことがない人

▼助成期間：令和3年3月31日まで

▼助成金額：生涯1回のみ3,000円（接種費用から助成額を差し引いた額は自己負担となります）

▼申請方法：予防接種を受ける前に、健康づくり課窓口（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）で、予診票の交付申請をしてください。発行された予診票を使用することで助成を受けることができます

▼その他

▼申請の際には印鑑をご持参ください

▼代理者による申請の場合は、委任状と代理者の印鑑・身分証明書をご持参ください

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり 住まいのことなら 美都住建へ 【注文住宅】 長期優良住宅 高耐震住宅 ～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使う ○手摺対付、バリアフリー ～健康・快適住宅～ 抗酸化工法の家 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのいない家 ●新築住宅に関する事は 美都住建 検索 建築業知事免許（般-29）第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10 （株）美都住建 TEL.029-842-7196 【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32	リフォーム・不動産の事なら 住まいのことなら LIXILリフォームショップ 茨城県知事免許（5）第5548号 有限会社 美都ツ和 ＜住まいの相談室＞ トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など ＜不動産のご相談＞ 土地・建物・売買・仲介・管理 【本店】牛久市南4丁目 45-45 TEL.029-874-2118 【阿見店】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200
---	---

女性のさらなる 社会進出に向けて

—女性が輝く社会づくり—



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動課男女共同参画室 ☎888-1111 (271)

町男女共同参画社会推進講演会を開催します

幸せリメイク講座

～不幸予防はじめませんか？～

▼講師：赤星たみこ（漫画家・エッセイスト）

宮崎県日之影町生まれ。1979年講談社「mimi」でマンガ家デビュー。少女マンガから成年マンガ、エッセイなどで幅広い層に支持され、健康やエコ家事についても造詣が深い。また、夫が家事を一手に担うという独自のスタイルを実践し、夫を家事や育児に引き込むためのノウハウを実体験を基に具体的にかつ丁寧に応答します。

▼日時：11月15日（日）午前10時開演（9時30分開場）

▼場所：中央公民館3階集会室 ▼定員：30人（先着順）

▼参加費：無料

▼申込・問い合わせ：町民活動課 男女共同参画室

▼電話：888-1111（内線271）

※新型コロナウイルス対応策として、後日、『阿見町公式 YouTube チャンネル』で講演の様子を期間限定で公開します。詳しくは町ホームページ <http://www.town.ami.lg.jp/0000005430.html> をご覧ください。なお、動画視聴にかかる通信料は、視聴される人の負担になります



▲講師の赤星たみこ氏

※新型コロナウイルス感染症予防のため、当日のマスク着用・体温測定・入館前の手指消毒等の徹底にご協力をお願いします



『男女共同参画センターパネル展』 同時開催！ 中央公民館展示ホールにて



11月12日（木）から11月22日（日）までの2週間は、国の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。今年はコロナ禍で外出自粛や休業で、生活不安・ストレスが家族に向けられた暴力や攻撃となりがちです。町ではこの期間「パートナーに対する暴力の撲滅」をテーマにパネル展を実施します。

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3

TEL: 887-3421 FAX: 887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



思い伝える贈りもの
サタ館 阿見中央店
TEL: 840-2438
「樹里」店内に併設

家具の店 樹里
TEL: 887-3421
一般家庭用家具からオーダー家具まで

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

『土浦海軍航空隊、誕生 前編』

1921(大正10)年に開かれた霞ヶ浦海軍航空隊は、台地上にある陸上機の飛行場を「陸上班」、霞ヶ浦湖畔の水上班(水上から飛び立つ飛行機)訓練を行う飛行場を「水上班」と称していました。水上班は、阿見坂を下って125号線とぶつかった突き当り、現在の陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校の桜のマークがついたフェンスがある場所に正門を構えていました。

当時「東洋一」と称された霞ヶ浦海軍航空隊の飛行場は、1931(昭和6)年に民間の羽田飛行場(現在の羽田空港)が建設されるまでは、日本の空の玄関口としての役割も担っていました。

1929(昭和4)年8月にドイツから巨大飛行船ツェッペリン伯号が陸上班に飛来したことは有名ですが、その2年後に、大西洋無着陸横断飛行を成功させ「空の英雄」と呼ばれたチャールズ・リンドバーグおよびアン夫人が、アリューシャン列島沿いに水上班へ飛来した時も大きなニュースとなり、一目見ようと大勢の人たちが訪れました。当時の阿見村は、世界に開かれた場所であったわけです。

こうした明るいニュースもありましたが、このころの日本は、アメリカの株価大暴落に端を発した世界恐慌の余波を受けて、「昭和恐慌」と呼ばれる大不況のただなかにいました。不安定な情勢が軍部の台頭を招き、チャールズ・リンドバーグの来日からわずか1か月後、満州事変が起こります。翌年には満州を占領した関東軍による満州国建国。その後も、犬養毅首相が暗殺された五・一五事件、国際連盟脱退、日中戦争の勃発など苦しい時代へ突入していきます。

時局の変化に伴って海軍では搭乗員養成が急務となり、練習専門の航空隊が各地に開かれていきます。

霞ヶ浦海軍航空隊水上班はお隣の美浦村^{あんじゅう}安中の地へ移転し、1938(昭和13)年12月25日に水上機操縦訓練専門の「鹿島海軍航空隊」となりました。水上班の跡地は予科練教育専門の航空隊を新設するため大規模な拡張工事が行われますが、もともと水田だった場所に兵舎や練兵場を建設するため、青宿の鹿島神社付近および立の越の大日山から大量の土砂が埋め立てのために運ばれました。また、それまで蛇行していた花室川も直線化され、隊内を通して霞ヶ浦へ流れるよう改修されました。

1939(昭和14)年3月1日、この場所に横須賀海軍航空隊(神奈川県横須賀市)から家財道具一式とともに予科練習部が移転し、「霞ヶ浦海軍航空隊飛行予科練習部」が開かれました。翌1940(昭和15)年11月15日には独立して「土浦海軍航空隊」となります。“予科練揺籃の地”と呼ばれ、万余にのぼる少年たちが訓練に励んだ土浦海軍航空隊の誕生です。



〈広告欄〉

夢失勿生人 ~人生夢失うことなかれ~

<入試説明会> 10月10日(土)・24日(土)

9:00AMより本校にて 11月21日(土)

※お申し込み方法については、ホームページをご覧ください。

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <https://www.kasumi.ed.jp>

輝く笑顔は充実の証

<入試説明会> 10月3日(土)・31日(土) 9:00より本校にて
11月14日(土)

<専願入試> 11/28・12/20 <一般入試> 12/20・1/30

※入試説明会は、本校ホームページ・電話・FAXよりお申し込み下さい。

霞ヶ浦高等学校附属中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <https://www.kasumi.ed.jp/junior/>



「さわやかフェア2020」開催中止について

10月25日(日)に開催を予定していました行政事業のPRイベント「さわやかフェア2020」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止することとなりましたのでお知らせします。
なお、例年同時に開催していました阿見町商工会「あみ商工まつり」および茨城県立医療大学「創療祭」も中止が決定されました。

問い合わせ 秘書広聴課 888-1111 (734)

募集 健診結果説明会開催

人間ドックや医療機関での健診結果をもとに、栄養士・保健師が個別相談をします。

数値の見方についてや、数値改善のための食事のポイントなどお気軽におたずねください。

▼日時 ①10月20日(火)▼午前9時～11時45分▼午後1時30分～4時15分②28日(水)▼午前9時～11時45分

▼場所 ①総合保健福祉会館『さわやかセンター』②かすみ公民館

▼内容 1人30分程度の栄養士・保健師による健康相談

▼申込方法 実施日の2日前までに電話または左記に来館にて申し込む ※土・日・祝日を除く

▼参加料 無料

▼持参品 健診結果通知書

▼その他 新型コロナウイルス感染症防止のため、当日は検温、マスク着用、手指消毒のご協力をお願いします
▼健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

インフォメーション

お知らせ 生涯学習課から①・②

町では『いきいき学びの町AMI生涯学習フェスティバル』として、10月から11月にかけてさまざまな行事を開催します。皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

※期間中、毎週月曜日は休館となりますのでご注意ください。

①人材バンク登録者の紹介

▼日時 10月25日(日)～11月1日(日)▼午前9時～午後5時

▼場所 中央公民館

▼内容 人材バンク登録者のプロフィール紹介と作品展示

②文化財展
▼日時 10月25日(日)～11月1日(日)▼午前9時～午後5時
※10月25日(日)は正午から。

▼場所 中央公民館

▼内容 町文化財調査研究会による展示(昨年度展示:古文書班・樹木班・建造物班・石造物班・民話班)

▼その他 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、左記取り組みへのご協力をお願いいたします

▼入館の際には、手洗いや手指の消毒を行う
▼入館後、受付で「参加者名簿および同意書」に氏名・連絡先を記入する

お知らせ 各種融資制度のお知らせ

◆勤労者緊急生活支援

県内にお住まいまたは勤務する人が、結婚などの冠婚葬祭・病気による入院・子どもの学校への入学・災害や事故・転居等によりまとまったお金が必要になった時に資金をお貸しします。

◆育児・介護休業者生活支援

県内にお住まいで育児休業・介護休業中の勤労者に、休業中の日常生活に必要な生活資金をお貸しします。

◆申込方法 県内の中央労働金庫までお申し込みください

◆その他 詳細は左記にお問い合わせください

▼県労働政策課 ☎029-30113635

〈広告欄〉

ハロウィンジャンボ

5億円

1等前後賞合わせて5億円
1等3億円、前後賞各1億円

22のジャンボで
ラッキーハロウィン!

当せんチャンス広がる

ハロウィンジャンボ

1千万円

1等1,000万円

インターネット
購入はこちら!

宝くじ公式サイト

https://www.takarakuji-official.jp/

同時発売

9月23日(水)

発売期間 9月23日(水)～10月20日(火) 各1枚300円
抽せん日 10月27日(火)

★この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。
★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

宝くじに関するお問合せ ☎03-3535-9033[みずほ銀行]
公益財団法人 茨城県市町村振興協会



インフォメーション

お知らせ 使用済農業用ビニール・ ポリエチレンの回収

農業用ビニール

期日 10月29日(木)

時間 午前8時～10時

場所 水郷つくば農協営農経済センター

収集対象 使用済農ビ(塩化ビニール) ※対象外のも

は収集不可

持参品 ▼県農業用プラスチック処理協会登録料

1000円 ▼農家負担料金

1kgあたり55円(当日計量)

▼印鑑

農業用ポリエチレン

期日 10月21日(水)

時間 午前8時～10時

場所 水郷つくば農協営農経済センター

収集対象 使用済農ポリ(ポリエチレン) ※対象外のも

は収集不可

持参品 ▼県農業用プラスチック処理協会登録料

1000円 ▼農家負担料金

1kgあたり53円(当日計量)

▼印鑑

分別と仕分け 農ポリ・農サ

クビ・農PO・肥料空袋ごとに

分別こん包してください

その他 ▼土砂・作物残さ

木片・金属片などの異物を取り

除き、適正な荷姿で搬入

してください(重さ10kg程度

とし、農ビはビニールひも、

農ポリはポリのひもで縛る)

▼パレットでの持ち込みに

ご協力ください ▼県負担金

の増額に伴い、農家負担金

も増額していただきます。

めご了承ください。

町農業用廃プラスチック適正

処理推進協議会 ▼水郷つくば

農協営農経済センター

お知らせ 町シルバー人材センター

日時 10月13日(火)午前9時

30分から1時間程度(5分前

までに集合・要事前予約)

場所 町シルバー人材セン

ター(総合保健福祉会館別館)

対象 同センターの趣旨に

賛同し、健康で働く意欲の

ある町内在住の60歳以上の

人(入会承認制) ※特に女

性で施設清掃、網戸・障子貼

り、草刈り、草取り、植木

の手入れを希望される人歓

迎

図(公社)町シルバー人材セン

ター ☎888-2036

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場 『夜間飛行訓練』

ヘリコプター2～3機による

標記訓練を行います。

日時 10月20日(火)～22日

(木)・27日(火)～29日(木)、

日没から約3時間以内(各機

2時間基準)

図 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校
総務課 ☎842-1121
(3420)

代弁 『チャレンジいばらき就職 面接会』開催

大学院・大学・短大・専修学校

等(高校は除く)の令和3年

3月卒業予定者および既卒

未就職者(おおむね卒業後3年

以内)を対象に、県内企業を

集めた「チャレンジいばらき

就職面接会」を開催します。

面接会は午前の部と午後の

部で企業を入れ替えて行われ

ます。参加を希望される人は、

事前申し込み(参加費無料)

が必要です。外国人留学生も

参加可能です。詳細は下記に

お問い合わせください。

期日 ▼水戸会場 ①10月

26日(月) ②28日(水) ▼土浦

会場 ③10月20日(火) ④11月

5日(木)

時間 ▼午前の部:午前10時

30分～午後0時30分 ▼午後

の部:午後2時10分～4時

10分

場所 ①ホテルレイクビュー

水戸(水戸市宮町) ②県水戸

合同庁舎(水戸市棚町) ③④

ホテルマロウド筑波(土浦市

城北町)

参加企業数 ①80社 ②40社

申込方法 チャレンジいばら

き就職面接会のホームページ

【県労働政策課 ☎029-301-1364】

代弁 『製造業合同企業説明会・ 面接会』開催

日時 10月13日(火) ▼午後1

時30分～4時

場所 取手ウエルネスプラザ

1階多目的ホール(取手市新

町)

内容 製造分野の企業を集め

た合同企業説明会。製品の展

示・体験なども実施

対象 15～おおむね40歳の

一般求職者・既卒未就職者・

第二新卒者・2021年3月

卒業予定の学生

参加料 無料

参加企業数 20社

その他 ▼申込不要、当日

直接お越しください ▼マス

ク着用。その他の感染症

予防対策にご協力いただき

ます

図 NPO法人雇用人材協会

☎029-3300-1738

※受付時間:平日午前9時～

午後6時

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
* 全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
阿見町役場 阿見小学校 郵便局 コンビニ
JA あり司法書士事務所(神林ビル2階)
TEL 029-804-0382
E-mail: ami-shihoushyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)
上記以外の時間帯や、土日祝日でも
対応致します。
面談は、事前のご予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記二次元
コードを読み取り、専用サイトに
アクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

人権・行政相談

日 時 10月1日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階305会議室
問い合わせ 人権相談:社会福祉課 ☎ 888-1111
行政相談:総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談
は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場 所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期 日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時 間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・
定例相談等のテレホンサー
ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,886人 (+ 32) ▽9月1日現在
- 男 性 23,777人 (+ 28) ▽常住人口ベース
- 女 性 24,109人 (+ 4) ▽()内は前月比
- 世帯数 20,225世帯 (+ 28) ▽総務課調べ

10月の納税等

町・県民税(3期)
国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)
納期限 11月2日(月)

11月の納税等

国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(5期)
介護保険料(5期)
納期限 11月30日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 8月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	147件(906)
出場件数 198件(1342)	交通事故	7件(103)
	一般負傷	21件(178)
※救急車の適正な利用をお願いします	その他	23件(155)
	合 計	198件(1342)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店